

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本規第812号
宮本情第467号
平成30年3月27日
宮城県警察本部長

交通規制情報管理システム運用要綱の制定について（通達）

交通規制情報管理システムの運用について、交通規制情報管理システム運用要綱を別添のとおり制定し、平成30年4月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

交通規制情報管理システム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通規制情報管理システム(以下「規制管理システム」という。)の効率的な運用及びその処理に係る情報の適正な管理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 規制管理システムの対象業務

規制管理システムの対象とする業務は、次のとおりとする。

- 1 交通規制情報の管理に関する業務
- 2 交通規制の上申に関する業務
- 3 道路標識及び道路標示の管理に関する業務
- 4 道路標識及び道路標示の設計に関する業務
- 5 交通信号機の管理に関する業務

第3 規制管理システムの基本構成

規制管理システムは、総務部情報管理課に設置するサーバ及びこれに電気通信回線を介して接続する宮城県警察WANシステムの端末装置並びにこれらの用に供するプログラムにより構成する。

第4 運用体制

1 運用総括責任者

- (1) 警察本部に運用総括責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。
- (2) 運用総括責任者は、規制管理システムの運用等について総括する。

2 運用責任者

- (1) 交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)、宮城県警察高速道路交通警察隊(以下「高速道路交通警察隊」という。)及び警察署(以下これらを「運用所属」という。)運用責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、所属内における規制管理システムの運用等に関し指揮監督を行うものとする。

3 運用管理者

- (1) 運用所属に、運用管理者を置き、交通規制課においては運用総括責任者が指定する警部(相当職を含む。)以上の職員を、高速道路交通警察隊においては隊長補佐を、警察署においては交通課長又は交通第一課長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、規制管理システムの効率的な運用等に必要な事務を処理するものとする。

第5 業務の内容

1 ファイルの名称及び内容

規制管理システムにおいて利用するファイルの名称及び内容は、次の表のとおりとする。

名 称	内 容
交通規制管理ファイル	交通規制に関する情報を登録するファイル

交通規制上申ファイル	交通規制上申に関するデータを登録するファイル
道路標識・道路標示管理ファイル	路側標識、大型標識、灯火標識、道路標示等に関する情報を登録するファイル
道路標識・道路標示工事設計ファイル	路側標識、大型標識、灯火標識、道路標示等に関する工事設計データを登録するファイル
交通信号機管理ファイル	交通信号機に関する情報を登録するファイル

2 出力資料の種類及び内容

規制管理システムにおいて出力する帳票の種類及び内容は、次の表のとおりとする。

種 類	内 容
交通規制情報管理資料	交通規制情報の一覧、規制場所、規制区間、規制対象車両に関する詳細情報
交通規制上申書類	交通規制上申（新規、改正及び廃止）の申請に関する情報
道路標識、道路標示管理資料	道路標識及び道路標示に関する詳細情報並びに設置位置及び統計に関する情報
道路標識、道路標示工事設計・発注資料	道路標識及び道路標示の工事設計、必要な部材の数量等に関する情報
交通信号機管理資料	交通信号機に関する詳細情報並びに設置位置及び統計に関する情報

第6 情報の管理

1 情報の保護

規制管理システムの運用等に携わる者は、情報保護の重要性を認識し、その取扱いに留意するとともに、不当な目的に使用してはならない。

2 アクセス権の付与

アクセス権の付与については、「宮城県警察情報管理システム運用管理要綱の改正について（通達）」（平成23年6月20日付け宮本情第645号）に定めるところによる。

第7 安全対策

1 情報セキュリティ

規制管理システムの情報セキュリティに関しては、「宮城県警察情報セキュリティに関する訓令」（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）のほか、宮城県警察における情報セキュリティポリシーについて規定した訓令、通達等により取り扱うものとする。

2 情報の分類

規制管理システムにおける情報セキュリティに係る情報の分類については、次の表のとおりとする。

情報の種類	機密性	完全性	可用性
交通規制情報	2(中)	2(高)	2(高)

道路標識・道路標示情報	2(中)	2(高)	2(高)
交通信号機情報	2(中)	2(高)	2(高)

第8 運用時間

規制管理システムは、24時間運用するものとする。ただし、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りでない。

第9 補足

この要綱に定めるもののほか、規制管理システムの運用等に関する必要な事項は、別に定める。